

目次

労働保険料の納付は口座振替で！	1
平成 27 年度 県立産業技術短期大学校の学生募集	2
いばらき就職支援生活相談センターのご案内/いばらき労働相談センターのご案内	3
処遇改善プロセス支援事業のご案内	4
ワーク・ライフ・バランス講師派遣事業のご案内	4
「職場意識改善助成金」を活用して時間外労働時間の削減等に取り組みましょう	5
有期契約労働者も育児休業を取得できるケースがあります！	6
中小企業両立支援助成金・期間雇用者継続就労コース	6
石綿健康被害救済のご案内	7
労働委員会の窓から	8
第 85 回メーデーが実施されました	9
勤労者のための生活資金融資制度のご活用	9

労働保険料の納付は口座振替で！

茨城労働局労働保険徴収室

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただけます。

口座振替納付をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください（一部の金融機関では口座振替の取扱いがありません）。

期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
申込締切日 金融機関の窓口あて	2 月 20 日	8 月 14 日	10 月 11 日 (※26 年度は 10 月 14 日)	1 月 7 日

※申込締切日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日が締切日となります。

※26 年度第 1 期までの受付は終了しました。

口座振替制度の概要及び取扱い金融機関名並びに申込用紙のダウンロードについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/> (労働基準→労働保険の適用・徴収)

【お問い合わせ先】 茨城労働局労働保険徴収室 (029-224-6213)

平成 27 年度県立産業技術短期大学校生募集(推薦入学)について

県立産業技術短期大学校では、産業界において即戦力となる IT 技術者を育成しています！

新卒者の就職率は開校以来 8 年連続で 100% を達成！！

また、開かれた短大校として既卒者のための社会人特別推薦制度を設けています。

IT 技術者の証である基本情報技術者試験（国家試験）は、企業から高く評価され、全国での合格率が 20% 前後と難関資格でありながら、産業技術短期大学校では、卒業時には **約 80% の生徒が合格しています！**

1 募集内容について

募集施設	募集訓練科（募集定員）
茨城県立産業技術短期大学校 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 http://www.ibaraki-it.ac.jp/	情報システム科（10 人）／情報処理科（10 人）

2 選考方法について

項目	内容																
応募資格	高等学校又は中等教育学校を平成 26 年度に卒業（見込みの者を含む）で次のいずれにも該当する者 ① 高等学校長又は中等教育学校長から推薦された者 ② 本校の入学を専ら志願し、合格した場合入学することを確約できる者 ③ 次のいずれかに該当する者 ・ 調査書の全体の評定平均値が 3.0 以上である者 ・ 基本情報技術者試験に合格している者																
	高等学校又は中等教育学校を卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次のいずれかに該当する者 ① 事業主推薦（茨城県内の事業所に勤務する者（内定者含む）で、概ね 35 歳以下の者） ② 大学・短期大学等学長（校長）推薦（大学、短期大学及び専修学校（専門課程）等を平成 27 年 3 月に卒業見込みの者） ③ 高等学校等既卒者自己推薦（概ね 35 歳以下の者で、本校の目的と希望する学科の特色を理解し、自ら強い学習意欲を持ち入学を希望する者）																
	高等学校又は中等教育学校を卒業（見込みの者を含む）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次のいずれにも該当する者 ① 訓練を受けるに当たって他の者の介助、又は特別な支援を必要としない者 ② 概ね 35 歳以下の者																
選考試験	高等学校長 ・ 中等教育学校長 推薦 ・ 受付期間 平成 26 年 9 月 1 日（月）～ 平成 26 年 9 月 26 日（金） ・ 選考日 平成 26 年 10 月 3 日（金） ・ 合格発表 平成 26 年 10 月 10 日（金） ・ 選考内容 学力試験（数学Ⅰ・数学Ⅱ）、面接																
	特別推薦 （事業主推薦を除く） ・ 選考日程 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日程区分</th> <th>受付期間</th> <th>選考日</th> <th>合格発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期日程</td> <td>9 月 1 日（月）～ 9 月 24 日（水）</td> <td>9 月 27 日（土）</td> <td>10 月 3 日（金）</td> </tr> <tr> <td>中期日程</td> <td>10 月 20 日（月）～ 11 月 12 日（水）</td> <td>11 月 15 日（土）</td> <td>11 月 21 日（金）</td> </tr> <tr> <td>後期日程</td> <td>1 月 26 日（月）～ 2 月 18 日（水）</td> <td>2 月 21 日（土）</td> <td>2 月 27 日（金）</td> </tr> </tbody> </table>	日程区分	受付期間	選考日	合格発表	前期日程	9 月 1 日（月）～ 9 月 24 日（水）	9 月 27 日（土）	10 月 3 日（金）	中期日程	10 月 20 日（月）～ 11 月 12 日（水）	11 月 15 日（土）	11 月 21 日（金）	後期日程	1 月 26 日（月）～ 2 月 18 日（水）	2 月 21 日（土）	2 月 27 日（金）
	日程区分	受付期間	選考日	合格発表													
前期日程	9 月 1 日（月）～ 9 月 24 日（水）	9 月 27 日（土）	10 月 3 日（金）														
中期日程	10 月 20 日（月）～ 11 月 12 日（水）	11 月 15 日（土）	11 月 21 日（金）														
後期日程	1 月 26 日（月）～ 2 月 18 日（水）	2 月 21 日（土）	2 月 27 日（金）														
身体障害者 自己推薦 ・ 選考内容 適性検査、面接																	
備考	・ 推薦入学者選考試験で選考にもれた者は、新たに手続きをして一般入学者選考試験に応募することができます。 ・ 推薦入学者選考試験を複数回受験することはできません。 ・ 特別推薦（事業主推薦）については、平成 26 年 9 月 1 日（月）～平成 27 年 3 月 19 日（木）までの間、随時受付ます。詳細についてはお問い合わせ下さい。																

☆ 茨城県ものづくり人材育成ブログ（茨城県職業能力開発課公式ブログ） <http://shokunoibaraki.blog.fc2.com/>

☆ 茨城県職業能力開発課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shokuno/shokuno.htm>

いばらき就職・生活総合支援センターのご案内

就職を目指す皆さんに、就職や生活の安定に関する支援・相談を行い、総合的にサポートいたします！

■就職支援 (TEL029-300-1916・029-300-1715)

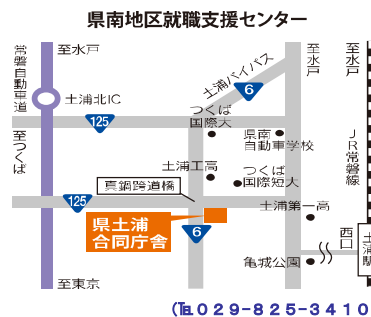
- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00
 ▶ 各地区就職支援センター 平日 9:00～16:00
- 相談内容 ▶ 職業紹介，求人情報の紹介・提供
 ▶ カウンセリングや適性診断，各セミナーの実施など

■労働相談 (TEL029-233-1560)

- 相談時間 ▶ いばらき労働相談センター（いばらき就職・生活総合支援センター内）
 平日 9:00～20:00（相談受付は 19:30 まで） 土日 10:00～16:00（相談受付は 15:30 まで）
- 相談内容 ▶ 労働条件，採用，解雇，賃金不払い，職場でのいじめ，パワハラ，セクハラなどに関する労働相談
 ▶ 各地区で面接による相談を希望する場合は，センターの相談員が日程調整の上出張面談を行いますので，事前にご連絡ください（出張面談を行う場所は，各地区就職支援センター内となります）。

■生活支援 (TEL029-232-1245)

- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 月・水・金 10:00～16:00
- 相談内容 ▶ 生活福祉資金など貸付制度に関する相談，生活保護などの要件や手続きに関する相談，県営住宅や雇用促進住宅の情報提供や入居手続きに関する相談など



いばらき労働相談センターのご案内

県では、労働問題や労使関係でお困りの方のために、労働相談窓口を設置し、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。

面接によるご相談のほか、電話によるご相談もお受けしていますので、ひとりで悩まずにご相談ください。

◆相談時間

- 月曜日～金曜日・・・午前 9時から午後8時まで（相談受付は午後7時30分まで）
 土曜日・日曜日・・・午前10時から午後4時まで（相談受付は午後3時30分まで）
 ＊ 祝日・年末年始は休業

◆電話番号

029-233-1560

◆場所

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職・生活総合支援センター2階

◆主な相談内容

労働条件，採用，解雇，退職勧奨，配置転換，賃金不払い，職場でのいじめ，パワハラ，セクハラなど



処遇改善プロセス支援事業のご案内

賃金の上昇や正規雇用化といった従業員の処遇改善を促進するための企業や団体の取り組みを支援します。

◆対象事業

- ・本事業を活用して生産力増強・生産性向上、新分野進出など、利益を増大させ処遇改善に必要な原資を作るための取り組み。
- ・各種団体などが複数の企業の従業員の処遇改善のために行う取り組みも可。

(例) 処遇改善につながる取り組み

①賃上げを目的とした海外販路拡大やグローバル人材育成のため国内外派遣。

※賃上げには、ベースアップのほか、賞与・一時金の支給、各種手当の新設・引き上げ、カフェテリアプラン（社員が福利厚生制度を自由に選択できる制度）なども含みます。

②若手社員の定着支援のためのメンタルトレーニングや管理者向けの雇用管理研修。

③非正規雇用労働者の正社員化につながる、生産性拡大に関するコンサルティング。

※コンサルティング会社などによる受託のほか、個別企業が受託し、自社の処遇改善を行う場合も受託可。

◆実施主体

県からの委託により民間企業、NPO、その他の法人または法人以外の団体など。

◆募集方法

公募型プロポーサル方式

※事業実施を希望する企業等から、事業提案をいただき内容審査の上、委託いたします。

◆提出期間

平成26年5月26日～平成27年1月30日

◆事業実施期間

平成26年度末まで ※平成26年度中に開始した事業は平成27年度末

◆お申し込み先

(株)セキショウキャリアプラス TEL 029-858-8501



ワーク・ライフ・バランス講師派遣事業のご案内



県では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進するため、無料で講師を派遣します。ワーク・ライフ・バランスとは何か、どのように取り組んでいけば良いのか、などについてぜひ学んでみませんか。

- 1 講師 : ワーク・ライフ・バランスアドバイザー（県が委嘱した社会保険労務士）
- 2 時間 : 45分程度
- 3 派遣料 : 無料

（会場はご用意ください。また、講師作成資料の印刷はセミナー主催者のご負担となります。）

中小企業事業主の皆さま

「職場意識改善助成金」を活用して時間外労働時間の削減等に取り組みましょう

助成金の支給対象となる取組	【成果目標】	助成額（経費の一部）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労務管理担当者、労働者等への研修等 ・ 社会保険労務士など外部専門家によるコンサルティング ・ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上増加させる ・ 月間平均所定外労働時間数を1時間以上削減させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成，最高80万円 ・ どちらも未達成，最高53万円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働能率の増進に資する設備・機器等（拡充） （小売業でのPOS装置，飲食店での食器洗い乾燥機等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次有給休暇の年間平均取得日数を<u>4日以上増加</u>させる ・ 月間平均所定外労働時間数を<u>5時間以上削減</u>させる 	<p>両方とも目標達成，最高80万円</p> <p>（いずれか未達成の場合、助成金は支給されません）</p>

【助成金の支給対象となる中小企業事業主】

雇用する労働者の

- ・ 月間平均所定外労働時間数が10時間以上
- または
- ・ 年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満である事業主

【助成内容】

年次有給休暇の取得促進，所定外労働時間の削減をするための取組（主な内容は上表のとおり）

【助成金額】

年次有給休暇の取得促進，所定外労働時間の削減を達成するための取組に要した経費の一部（最高で3/4を助成）

【成果目標等の評価期間】

成果目標等の実績評価期間は，事業実施期間中（平成27年1月末日まで）の3か月を自主的に設定してください。

【申請締め切り日】 平成26年10月末日

詳しくは，厚生労働省のホームページでご確認いただくか（「職場意識改善助成金」で検索），以下までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

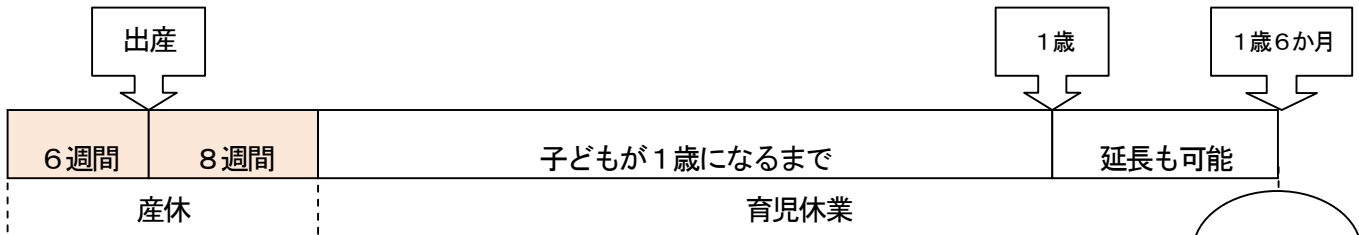
厚生労働省 茨城労働局労働基準部監督課 電話：029-224-6214



有期契約労働者も育児休業が取得できるケースがあります！

～ 法律の要件をご確認ください ～

育児休業は、1歳に満たない子どもを養育する男女労働者が、会社に申し出ることにより、子どもが1歳になるまで（1歳の誕生日の前日まで）の間で希望する期間、育児のために休業できる制度です。



ポイント

【育児休業が取得できる方の範囲（日々雇用者は除かれます）】

1. 有期契約労働者は、育児休業の申出時点において、以下の要件を満たすことが必要です。

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている
- ② 子どもの1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれる
- ③ 子どもの2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ契約の更新がなされないことが明かでない

2. 以下の要件に該当する場合は、育児休業を取得できません（労使協定がある場合に限る）。

- ① 雇用された期間が1年未満
- ② 1年以内に雇用関係が終了する
- ③ 週の所定労働日数が2日以下

有期契約労働者が正社員と同様に育児休業が取得できる制度を導入し、その利用実績等により助成金の申請が可能です

～ 中小企業両立支援助成金・期間雇用者継続就労コース～

★ 育児休業を終了した期間雇用者が、平成25年4月1日以降平成28年3月31日までに、以下にあてはまる中小企業事業主に支給します。

- ① 有期契約労働者と正社員が同等の要件で利用できる『育児休業制度』『育児短時間勤務制度』を就業規則に規定
- ② 育児休業を取得した有期契約労働者を原職または原職相当職に復帰させ、6か月以上継続して雇用
- ③ 両立を支援する制度の内容の理解や利用促進のための職場研修を実施

育児休業取得者	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円
休業終了後に正社員として復職した場合	1人目 10万円加算・2～5人目 5万円加算

※助成金の要件等は毎年見直しがあります。

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。その内容は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) をご確認ください。下記雇用均等室までお問い合わせください。

上記に関するお問い合わせ先：茨城労働局雇用均等室（TEL：029-224-6288）

石綿健康被害救済法のご案内

石綿による健康被害とは？

石綿により、仕事中に接触した労働者だけでなく、労働者が持ち帰った作業着等に付いた石綿を吸い込んだ家族なども病気になることがあります。石綿による病気には、中皮腫や肺がん等があり、非常に長い期間が経ってから発症すること、どのような状況で石綿を吸い込んだのか明らかにすることが難しいこと等の特徴があります。

石綿健康被害救済法とは？

石綿による健康被害は、仕事により発症したときは労災補償の対象(対象疾病：中皮腫、石綿起因性肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水)となりますが、それ以外の被害者を迅速に救済するために、石綿健康被害救済法が制定され、平成18年3月27日から施行されました。

この法律により、労災補償の対象とならない周辺住民などに対して救済給付が支給される(※1)とともに、労災補償を受けずに亡くなった労働者のご遺族の方に対して特別遺族給付金(※2)が支給されます。

(※1)：労災補償の対象とならない方への救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構で行っています。

詳しくはこちらをご覧ください。 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

(※2)：特別遺族給付金

特別遺族給付金とは、石綿にさらされる業務に従事することにより石綿を原因とする中皮腫や肺がん等にかかり、これにより石綿救済法の施行日の前日(平成18年3月26日。改正により平成28年3月26日まで拡大。)までに亡くなった労働者のご遺族の方について、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅していた場合にその請求に基づき支給されるものです。

特別遺族給付金には、特別遺族年金と特別遺族一時金があります。平成24年3月27日が請求期限となっていましたが、改正により平成34年3月27日まで延長されました。

① 平成18年8月29日までに亡くなった場合

改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

② 平成18年8月30日から平成28年3月26日までに亡くなった場合

亡くなった日の翌日から5年を経過しない方については、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。

ただし、改正石綿救済法の施行日(平成23年8月30日)以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

詳しくは、茨城労働局ホームページ「石綿(アスベスト)関連のお知らせ」をご覧ください。
お問合せは、茨城労働局労災補償課(029-224-6217)またはお近くの労働基準監督署へ

労働委員会の窓から

平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、ご活用ください。

✚ 今期の事件の状況 ✚

- ☑ **審査事件**（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するか判定し、救済を図る制度）
 - ・・・ 当該期間中、3 件が係属中です。
- ☑ **調整事件**（労働組合又は労働者と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）
 - ・・・ 当該期間中に新規申請の事件はありませんでした。
- ☑ **個別あっせん事件**（労働組合に加入していない方等と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）
 - ・・・ 当該期間中に新規申請の事件はありませんでした。

👉 お知らせ 👈

労働委員会には、「労働条件を不利益に変更されたので、元に戻してほしい!」「一方的に解雇されたが、納得できない!」など、多くの相談が寄せられています。

当委員会では、労働者個人と使用者とのトラブルが紛争に発展し、自主的な解決が困難となった場合に、労働委員が当事者間を公平・中立な立場でとりなして、平和的に解決するよう助言する「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

県内に所在する事業所の労働者又は使用者が申請でき、秘密は厳守され、費用は無料です。現在紛争中で、あっせんによる解決を希望される方は、当委員会までご相談ください。

📍 労働委員会用語講座 📍

「不当労働行為」とは・・・

憲法第 28 条が保障する労働者の団結権等を具体的に保護し、助成するため、労働組合法で禁止している使用者の次のような行為です。

- ①労働組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い（労働組合法第 7 条第 1 号）
- ②正当な理由のない団体交渉の拒否（労働組合法第 7 条第 2 号）
- ③労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助（労働組合法第 7 条第 3 号）
- ④労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い（労働組合法第 7 条第 4 号）



不当労働行為が行われた場合、労働者又は労働組合は労働委員会に対し、救済の申立てをすることができます。

この場合、不当労働行為が行われたときから、1 年以内に申し立てることが必要です。



【お問い合わせ先】

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/tirou/tirou.htm>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

第 85 回メーデーが実施されました



連合茨城（和田会長）は4月26日、水戸市・茨城県三の丸庁舎広場にて、県中央メーデーを開催し、その後、街頭パレードを行いました（参加者約1,200人：主催者発表）。
『力合わせよう！心つなげよう！ひとりひとりが大事な仲間！みんなで連帯暮らしの底上げ実現しよう！』



茨城労連（石引議長）は5月1日、水戸市・千波湖公園はなみずき広場にて、県中央メーデーを開催し、その後、街頭パレードを行いました（参加者150人：主催者発表）。
『働くものの団結 生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう』

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	勤労者緊急生活資金融資制度	失業者等緊急生活資金融資制度
対象者	県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方	県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方 ○失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件となります） ○勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
使途	○自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等） ○医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等） ○教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等） ○災害・交通事故のため必要となった資金 ○転居費用	○日常生活に必要な生活資金
融資額	100万円以内	50万円以内
利率	年利1.7%（別途保証料0.7%）	年利1.2%（別途保証料0.7%）
返済	5年以内（6ヶ月以内の元金据置期間を含む）	
その他	融資利率は、平成25年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

＜お借入申込み＞中央労働金庫県内各支店

＜お問い合わせ＞中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）

茨城県労働政策課（Tel:029-301-3640）

茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
7月号 第682号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成26年7月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>